

## 1.利用料金（利用者負担金）

## (1) 介護保険対象

## ①基本サービス費

【要介護の方】（1日あたり）

【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	658	777	900	1,023	1,148
2割負担	1,316	1,554	1,800	2,046	2,296
3割負担	1,974	2,331	2,700	3,069	3,444

【要支援の方】（1月あたり）

	要支援1	要支援2
1割負担	1,798	3,621
2割負担	3,596	7,242
3割負担	5,394	10,863

(1日あたり)

【単位：円】

	要支援1	要支援2
	1ヶ月に4回までのサービス	1ヶ月に8回までのサービス
1割負担	436	447
2割負担	872	894
3割負担	1,308	1,341

## ②加算・減算

【単位：円】

加算・減算名等	料金			算定 単位
	1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算（Ⅰ）（※1）	40	80	120	1回あたり
入浴介助加算（Ⅱ）（※1）	55	110	165	1回あたり
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（※1）	56	112	168	1回あたり
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ（※1）	76	152	228	1回あたり
個別機能訓練加算（Ⅱ）（※1）	20	40	60	注1) 1月あたり
ADL維持等加算（Ⅰ）（※1）	30	60	90	注2) 1月あたり
ADL維持等加算（Ⅱ）（※1）	60	120	180	

【単位：円】

加算・減算名等	料金			算定 単位
	1割負担	2割負担	3割負担	
若年性認知症利用者受入加算				
・要介護の方	60	120	180	1日あたり
・要支援の方	240	480	720	1月あたり
第2号被保険者であり、若年性認知症利用者に対して個別に担当者を定めた場合。				
栄養アセスメント加算	50	100	150	注1) 1月あたり
栄養改善加算	200	400	600	月2回まで
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	10	15	6ヶ月ごと
利用者に対し利用開始日及び利用中6月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士などへの相談提言を含む)を介護支援専門員に文書で共有した場合。6月に1回を限度 ※栄養アセスメント加算と併算定。				
科学的介護推進体制加算	40	80	120	注1) 1月あたり
生活機能向上グループ活動加算(※2)	100	200	300	1月あたり
同一建物減算				
・要介護の方	94	188	282	1日あたり
・要支援1の方	376	752	1,128	1月あたり
・要支援2の方	752	1,504	2,256	
片道送迎減算	47	94	141	片道あたり
サービス提供体制加算(Ⅰ)				
・要介護の方	22	44	66	1回あたり
・要支援1の方	88	176	264	1月あたり
・要支援2の方	176	352	528	
介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上 ※限度額管理対象外				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の9.2%※限度額管理対象外			

(※1) は要介護の方、(※2) は要支援の方のみ算定

注1) 厚生労働省へ所定のデーターを提出することにより加算されます。

注2) 要件を満たせば翌年度に加算されます。

## (2) 介護保険対象外

【単位：円】

項 目	内 訳			備 考
食 事 代	昼 食	お や つ	夕 食	提供する食事に要する費用（1食あたり）
	600	110	690	
おむつ代 等	紙おむつ	紙パンツ	尿取パッド	使用されるおむつに要する費用（1枚あたり）
	200	200	100	
行事代等	実際に要した額			行事、レクリエーション等に要する費用

## 2. キャンセル料

キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

キャンセルの連絡をした日	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

## 3. その他

利用料の減免、支払い方法については重要事項説明書をご確認ください。